

五月三日。全尊、江沼郡那谷寺本泉坊領額田莊
内得丸名の重書紛失狀を作り、之を同坊住持に
與ふ。

【中院文書】

九五八

本泉坊領田島等之證文事

右件之證文等者、長祿三年三月晦日當寺炎上時、同寺領内
之支證等、并額田莊之内徳丸名之重書等、皆悉令紛失處
也。然上者親子親類他人妨申者出來候者、盜賊たるべく
候。

文明四年五月三日

全尊 在判

那谷寺本泉坊住持

(全尊は本泉坊前住持にして、現住は團應たるべし。

文明十一年二月の條参照。)

七月朔日。鹿島郡永光寺傳灯院の喚鐘成る。

【永光寺喚鐘銘】 鹿島郡

九五九

能州洞谷山永光寺傳灯院鐘

勸化聖 乘球

本願院主 大應

文明四壬辰七月朔日

十二月廿八日。本願寺蓮如、能美郡慶恩坊に消
息を與ふ。

【本光寺文書】 能美郡

九六〇

傳へ聞ク、人ノ名ノ字ハ主ニヨルトイヘル事ノアリヌラ
ン。夫慶恩坊トカキテハ、恩ヲ悦ブトヨメル歟。シカレバ
此恩トイフハ、抑ナニノ恩ヤラン。凡ソ勘ヘミルニ、此仁
ハ本ハ聖道門ノ人ナレドモ、近比ハタゞ弓箭ニノミタツ
サハリテ、更ニ其聖道ニオイテ佛法修行ノ心ハアサカリ
キ。依之、不思議ノ宿縁ノモヨホシニヨリケルカ、當山ニ
來至セシムル間、何トナク一流安心ノオモムキ耳ニトマ
ムル、其恩ヲ悦トモイヒツベキ歟。又京都ハ本來本所タル
ガユヘ、コ、ニテウル所ノ信心ハ、ミナモト京都聖人ノ御
恩ナルガユヘニ、トラク京都ノ御恩ヲ悦道理ニモカナフ
ベキ歟。何様ニモ兩様ニツケテ、可然勘ヘナバ、旁以殊勝
ノ坊號タルモノナリ。

法名 釋蓮慶

慶恩坊 實名 光善

文明四季極月廿八日

釋蓮如 在判

文明五年 癸巳 紀元二二三三

三月廿五日。鳳至郡阿岸三釜の彦四郎等、同郡
本誓寺に、田地を寄進す。

【本誓寺文書】 鳳至郡

九六一

□代賣券奇進申田地之事

合廿苅者并代物貳貫文 ありつぼは西寺
わたりせにあり

右件之田地者、依有妻用、爲後生菩提之、本誓寺開山聖
人に永代賣券奇進に申所實正明鏡也。但於子々孫々、萬
一違亂煩申者在是は、以此證文、公方私被、仰分、全御知行
可有候。一度永代賣券寄進に申上は、聊相違之子細不可
有之者也。仍爲後日之證文如件。

阿岸三釜之住人

文明五年三月廿五日

彦四郎 略押
左衛三良 略押

進上 本誓寺に參人々中

賣券奇進狀

九月廿七日。本願寺蓮如、蓮崇の書せるその消
息集に與書を加ふ。

【西光寺藏瓶子屋御書與書】 珠洲郡

九六二

端書云。

右斯文ドモハ、文明第三之比ヨリ、同キ第五之秋ノ時分マ
デ、天性コ、ロニウカムマ、ニ、何ノ分別モナク、連々ニ
筆ヲソメオキツル文ドモナリ。サダメテ文躰ノオカシキ
コトモアリヌベシ。マタコトバナンドノツマカスコトモ
アルベシ。カタムシカルベカラザルアヒダ、ソノ斟酌ヲ
ナストイヘドモ、スデニコノ一帖ノ新紙ヲコシラヘテ書
寫セシムルアヒダ、チカラナクマヅユルシオクモノナリ。
外見ノ儀クレアルベカラズ。タゞ自然ノトキ自要バ